

寒河江市総合スポーツクラブ規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本クラブは、寒河江市総合スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）と称し、事務所は寒河江市大字西根字石川西365番地 寒河江市市民体育館内に置く。

(目的)

第2条 このクラブは、幼児からお年寄りまで、それぞれの体力や技術に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現と心身ともに健全なるスポーツ愛好者の育成にあたりとともに、会員相互の親睦を図り、地域のコミュニティーづくりと健康で明るく豊かな生活の実現に資することを目的とする。

(事業)

第3条 このクラブは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校区スポーツクラブの創設支援及び総合的な調整
- (2) 各種スポーツ事業の実施運営
- (3) その他、クラブの目的達成に必要な事項

第2章 会 員

(クラブの構成)

第4条 クラブは、次の者を持って構成する。

- (1) 会 員 クラブの事業に参加するもの。
- (2) 賛助会員 クラブの趣旨に賛同し、事業を援助できる者又は団体。

(入会資格)

第5条 クラブに入会しようとする者は、本会の諸規定を遵守しなければならない。

(除名)

第6条 クラブは、前条の規定を遵守できない会員については、運営委員会の決議により除名することができる。

(入会手続き)

第7条 クラブに入会を希望する者は、所定の手続きにより申し込むものとする。また、入会后入会申込時の記載事項に変更が生じた時は、速やかに届け出なければならない。

(会費)

第8条 会員は、クラブが別に定める会費を納入しなければならない。

(会費の不返還)

第9条 一旦入金した会費は、原則として返還しない。

(会費の滞納)

第10条 会員が会費の納入を怠ったときは、クラブは会員を退会させることができる。

第3章 役員

(役員)

第11条 クラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 運営委員 15名以内
- (4) 監事 2名

2 クラブに、顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱し、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員を選任及び任期)

第12条 会長、副会長及び監事は、総会において選任する。

2 運営委員は専門部の部長をもって充てるほか、会長が委嘱する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 任期途中で役員に欠員が生じた場合の後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員任期は満了しても後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(職務)

第13条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、クラブを代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 運営委員は、クラブの会務を執行する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

第4章 会議

(会議)

第14条 クラブには次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 専門部会

(総会)

第15条 総会は、表決権を有する会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 総会は、次の事項について審議し、議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (2) 事業計画及び予算に関する事。
- (3) 事業報告及び決算に関する事。
- (4) 役員選任に関する事。
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(表決権)

第16条 総会における議決の行使ができるものは、当該会計年の期首に満16歳に達した会員とする。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員で構成し、必要に応じて会長が召集し、次の事項を執行する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項の原案作成に関すること。
- (3) 総会を開催する暇がない緊急事項に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。

(専門部会)

第18条 専門部会は、会長が委嘱した部員をもって構成する。

2 専門部会として次の部会を設置する。

- (1) 総務部会
- (2) 企画部会
- (3) 指導部会

3 各部会は、クラブのそれぞれの具体的な事業を計画し、その実施にあたる。

4 各部会は、部会長1名、副部会長1名及び部員若干名をもって構成する。

5 部会長は部会を総括し、その協議内容を委員会へ報告する。

(事務局)

第19条 クラブの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、クラブマネージャー及び若干名の事務局員を置くことができる。

3 前項の職員は、会長が任命し、事務局の事務を掌理する。

第5章 会 計

(資金)

第20条 クラブの資金は、次のものとする。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 補助金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他

(資産の管理)

第21条 クラブの会計は、事務局が管理執行する。

(積立金)

第22条 本クラブは特別の目的のために積立金を設けることができる。

2 前項の積立金は特別会計とする。

(会計年度)

第23条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第6章 自己の責任

(自己の責任)

第24条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己責任において行動するものとする。これに背理して盗難、傷害等の事故が起こっても、クラブ及び指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第25条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害にあつては、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第7章 細 則

(細則)

第26条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、運営委員会で別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成18年2月19日から施行する。

(経過措置)

- 1 クラブ発足当初の役員の任期は、本規約第12条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。
- 2 クラブ発足当初の会計年度は、本規約第22条の規定にかかわらず平成18年2月19日から平成19年3月31日までとする。

- ・平成20年4月12日一部改正
- ・平成22年4月17日一部改正